

特記仕様書

第1章 総 則

(適用)

第1条 本特記仕様書は、宇治市（以下「発注者」という。）が発注する「雨水排水施設系統図作成業務委託（宇治塔川地区～折居台四丁目地区）」（以下「本業務」という。）に適用する。

(目的)

第2条 本業務は宇治塔川地区～折居台四丁目地区の一部の雨水排水施設を調査し、雨水排水施設台帳を作成するための基礎データ収集を目的として測量を行うものである。

(履行期間)

第3条 本業務の履行期間は、令和8年3月19日までとする。

(関係書類)

第4条 受注者は、契約締結後、速やかに関係書類を提出しなければならない。

(テクリス（T E C R I S）への登録)

第5条 受注者は、契約時又は変更時において、請負金額が100万円以上となる場合、測量調査設計業務実績情報サービス（T E C R I S）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績として、業務カルテを作成し、監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後10日以内に、訂正時は適宜登録期間に登録申請しなければならない。

(技術者)

第6条 主任技術者及び担当技術者は、受注者との間に雇用関係がなければならない。

(貸与資料)

第7条 発注者から貸し出す資料については、他の目的に使用してはならない。

(守秘義務)

第8条 受注者は業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。秘密を厳守し、適切な保管に努めること。万が一、秘密が漏洩した際には、直ちに監督職員に報告し、監督職員の指示に従い、対応すること。

(費用の負担)

第9条 本業務の検査等に伴う必要な費用は、本特記仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

第2章 測量業務

(基準等)

第10条 本特記仕様書によるほか次の基準等に基づき測量するものとする。

宇治市	測量業務共通仕様書
近畿地方整備局	土木設計業務等委託必携
京都府	土木設計業務等委託必携
日本測量協会	国土交通省公共測量作業規程 公共測量作業規程の準則

(疑義)

第11条 業務遂行上、疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議のうえ、問題解決に当たらなければならない。

(業務内容)

第12条 業務内容は次のとおりとする。

(1) 打合せ協議

本業務の着手時において、主任技術者と監督職員は十分に打合せを行わなければならぬ。なお、受注者はその結果について、速やかに打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

(2) 資料の収集・整理

既存の雨水排水施設の資料について、十分に調査・整理しなければならない。

(3) 現地調査

1) 本業務の調査対象となる雨水排水施設は、平成31年度宇治市公共下水道(洛南処理区)雨水施設整備に係る事業計画策定業務委託報告書の施設平面図(雨水)及び雨水管渠流量計算表(現況)を基本とする。

2) 水路調査として、以下の項目について現地調査を行うこと。また、水路写真については各対象路線ごとに起点・終点ともに撮影するものとし、水路断面の変更地点などは路線の中間であっても撮影するものとする。

- ①水路の構造(種類、内径、寸法等)
- ②水路延長
- ③水路勾配
- ④流入出の有無
- ⑤流向
- ⑥水路の底高

⑦桟・マンホールの天端高

⑧人孔・雨水桟(位置、種類、内のり寸法)

3) 調査対象区域のみならず、区域外であっても関連のある地区については、流入箇所及び流域等の十分な調査を行わなければならない。また、マンホール・集水桟で資料にない管路があればその旨を監督職員に報告し、監督職員から調査実施の指示があった場合、調査を実施すること。なお、その場合は設計変更の対象とする。

(4) 測量調査

1) 調査結果が、台帳に正しく反映されるように適切に行うものとする。

2) 単点測量においては、地盤、水路の起点及び終点の天端及び底高等の調査・整理を行うこと。なお、必要に応じて水準測量を行うこととするが、成果を求めるものではないこととする。

3) 台帳作成上、当然必要と認められる調査・測量等は受注者が行うものとする。

(5) データ管理

測量したデータは情報ファイリングソフトの STAfilePRO(vol.2) で管理し、必要に応じて担当課に設置されているサーバーに更新すること。なお、その場合は設計変更の対象とする。

(既知点の使用)

第13条 既知点は過去に実施した雨水排水路系統図作成業務委託で使用したKBMを使用すること。

(照査)

第14条 受注者は、業務を行う上で技術資料等の情報を活用し、十分な比較検討を行う事により、業務の高い質を確保する事に努めるとともに、さらに照査を実施し、成果品に誤りがないようにしなければならない。

(成果品の提出)

第15条 本業務の成果品は、宇治市測量業務共通仕様書及び国土交通省公共測量作業規程に基づくものとし、次に示す図書を提出しなければならない。

バインダーファイル製本 (A4)				
図書名	内容	成果品形態	部数	サイズ
報告書 (図面 含む)	位置図(1/20000)	ファイル製本	2部	A4
	写真用位置図	CD-R		
	測量成果簿	【測量数値 (shp・Excel) 写真 (jpg)】	2部	
	写真、参考資料			
その他	監督職員との協議によるもの			